

堺市請負工事検査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本市が発注する請負工事（工事に関連する設計、測量等の委託業務を含む。以下「工事」という。）の施行の確認を適正かつ効率的に行うため、工事の検査について必要な事項を定める。

(検査担当等)

第2条 工事の検査を行わせるため、工事検査課に検査担当を置き、職員のうちから市長が任命する。

2 検査担当の事務を補佐させるため、及び第4条第2項各号に掲げる工事の検査を行わせるため、工事の施行を担当する部（これに準ずる組織を含む。以下「担当部」という。）に指定検査員を置き、当該所属職員（係長相当職以上の者に限る。）のうちから担当部の長（以下「担当部長」という。）が指名する。

3 担当部長は、前項の規定により指定検査員を指名したときは、工事検査課長に報告しなければならない。指定検査員を変更したときも、同様とする。

4 検査担当は、検査をする場合において必要があると認めるときは、担当部において工事の施行を担当する課（これに準ずる組織を含む。）の長（以下「担当課長」という。）を通じて指定検査員の派遣を求めることができる。

5 市長は、特に必要があると認めるときは、職員以外の者に委託して検査を行わせることができる。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 完成検査 工事の完成を確認するために行う検査をいう。

(2) 出来形検査 工事の既済部分の出来形を確認するために次に掲げる場合に行う検査をいう。

ア 工事代価の部分払いをする場合

イ 損害金を徴収して契約期間を延長する場合

ウ 工事の施行を中止、又は契約を解除する場合

エ 工事の完成に先立って引渡しを受けることを指定した部分が完了した場合

(3) 中間技術検査 工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに、技術水準の向上に資するために工事の施工中に行う検査をいう。

(4) 臨時検査 工事の施工中に必要な応じ出来形を確認するために次に掲げる場合に行う検査をいう。

ア 工事完成時に不可視となる重要構造物、足場等の撤去に伴い検査する

ことができなくなる部分等を臨時的に検査する場合

イ 部分使用をする場合

(検査の実施)

第4条 工事は、この規程による検査を受けなければならない。ただし、予定価格が2,500,000円以下(工事に関連する設計、測量等の委託業務にあつては、1,000,000円以下)の工事で補助対象事業に係らないものについては、この限りでない。

2 検査は、検査担当が実施する。ただし、次に掲げる場合にあつては、担当部の指定検査員が実施する。

(1) 予定価格が2,500,000円以下(工事に関連する設計、測量等の委託業務にあつては、1,000,000円以下)の工事で補助対象事業に係るものであるとき。

(2) 工事検査課長が指定検査員において検査を行うことが適当であると認めたととき。

3 前2項の規定にかかわらず、中間技術検査については、理財局長が指定する工事を対象に実施するものとし、その厳正かつ的確な実施を図るために所管部長が必要があると認めるときは、当該所管部長が指名する者に中間技術検査を実施させることができる。

(検査の手続)

第5条 担当課長は、検査担当の検査を受けようとするときは、工事検査依頼書(様式第1号(甲)(乙))を工事検査課長に提出しなければならない。

2 工事検査課長は、検査日を決定したときは、速やかに工事検査通知書(様式第1号(甲))により、検査日時、検査担当の氏名、検査方法及び指定検査員の補佐を必要とするときはその人数を担当課長に通知しなければならない。

(検査の準備)

第 6 条 担当課長は、検査を受けるにあたって、あらかじめ次に掲げる書類を準備しなければならない。

- (1) 契約書、設計図書及び仕様書
- (2) 工事内容に関する書類
- (3) 工事の施行状況に関する記録書類
- (4) 材料及び製品検査に関する書類
- (5) その他当該工事に関する一切の書類

(検査の方法)

第 7 条 検査は、契約書、設計図書、仕様書その他の工事に関する関係書類に基づいて行うものとする。

2 検査担当(第 4 条第 2 項各号に掲げる工事については、当該指定検査員。次条から第 11 条までにおいて同じ。)は、必要があると認めるときは、最小限度の掘削、解体、破壊等の方法で検査することができる。

(検査の立会い)

第 8 条 検査は、次に掲げる者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、検査担当は、これらの者に対し、当該検査に関し必要な範囲内で、事実の説明その他必要な措置を求めることができる。

- (1) 担当課長又はこれに代わる職員
- (2) 当該工事の請負人又はその者の現場代理人

(検査の中止)

第 9 条 検査担当は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該検査を中止することができる。この場合において、検査担当は、担当課長に対し、その理由を明記して通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに前条に定める検査の立会いを拒否されたとき。
- (2) 検査の実施を妨げられたとき。
- (3) その他検査の実施について支障があると認めるとき。

(検査後の措置)

第 10 条 検査担当は、検査の結果、当該工事に第 6 条各号に掲げる書類に適合しない部分があると認めるときは、担当課長に対し、期限を定めて工事の修補、書類の訂正その他必要な措置を命ずるものとする。この場合において、検査担当は、修補指示通知書(様式第 2 号(甲)(乙))により担当課長に通知するものとする。

(修補に係る再検査)

第 1 1 条 担当課長は、修補に係る再検査を受けようとするときは、修補完了報告書(様式第 2 号(甲))を検査担当に提出しなければならない。

2 第 7 条から前条までの規定は、前項の規定による再検査について準用する。ただし、軽微な修補の場合であって、かつ、関係書類により確認できるときは、実地検査を省略することができる。

(検査の報告等)

第 1 2 条 検査担当は、検査の結果、当該工事について合格と認めたときは、または出来形を確認したときは、速やかに工事検査調書(様式第 3 号)により工事検査課長に報告するとともに、工事検査確認書(様式第 4 号(甲))により担当課長に、工事検査確認書(様式第 4 号(乙))により契約課長に通知しなければならない。

2 前項の規定は、指定検査員が行う検査に準用する。ただし、第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる工事の検査については、工事検査確認書(様式第 5 号)による担当課長への通知で足りるものとする。

(工事成績の評定)

第 1 3 条 工事成績の評定は、理財局長の定めるところにより完成検査又は中間技術検査が完了するごとに実施するものとする。ただし、第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる工事及び堺市契約規則(昭和 5 0 年規則第 2 0 号)第 2 4 条第 3 項第 2 号に該当する工事については、評定を省略するものとする。

2 担当課長は、検査依頼後、当該工事の監督員及び監督員の直属の上司(以下「主任監督員」という。)が別に定める評定基準に従って評定した結果を、速やかに工事成績表(様式第 6 号(甲)(乙)(丙)(丁)(戊)(己)。以下「成績表」という。)により工事検査課長を経て当該検査担当に(第 4 条第 2 項第 2 号に掲げる工事については、直接当該指定検査員に)送付しなければならない。

3 検査担当又は指定検査員は、検査(中間技術検査を除く。)の後、前項の規定により送付された成績表に評定した結果を取りまとめ、これを工事検査課長を経て契約課長及び担当課長に送付しなければならない。

(委任)

第 1 4 条 この規程の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この庁達は、平成 5 年 2 月 1 日から施行する。

(堺市建設工事検査規程の廃止)

2 堺市建設工事検査規程 (昭和 6 0 年制定。以下「旧規程」という。) は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の際現に旧規程によりなされている報告、通知その他の行為は、この規程の相当規程によりなされた報告、通知その他の行為とみなす。

(美原町の編入に伴う経過措置)

4 美原町の編入の前日に、同町において契約が締結された工事の検査 に係る第 4 条の規定の適用については、同条中「 1 , 0 0 0 , 0 0 0 円」とあるのは、「 1 , 3 0 0 , 0 0 0 円」とする。

附 則

この庁達は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この庁達は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この庁達は、平成 1 7 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この庁達は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の堺市請負工事検査規程 (第 1 4 条を除く。) は、前項に規定する日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この庁達は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この庁達による改正後の堺市請負工事検査規程の規定は、平成 2 0

年度の予算で発注し契約を締結する工事に係る検査から適用し、前年度に契約を締結した工事に係る検査については、なお従前の例による。

附 則

この庁達は、示達の日から施行する。

附 則

この庁達は、示達の日から施行する。

附 則

この庁達は、示達の日から施行する。

附 則

この庁達は、示達の日から施行する。